



鑑

小道具編③

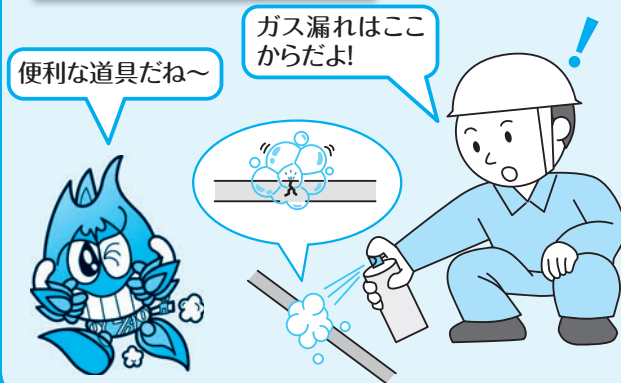
ライフラインを支えるための  
道具や車両等をシリーズで  
ご紹介しています。

### ガス漏れ検知スプレー

(がすもれけんちすぷれー)

ガス漏れ検知スプレーは、ガス管からガス漏れしていないか確認するときに使用します。使い方は、ガス漏れを確認したい場所にシユーと吹きかけ、数秒待つだけです。ガス漏れしている場合は、ガスの圧力で泡がプクプクと出てきて膨らむので、ガス漏れしていることが確認できます。わずかなガス漏れでも数秒で発見することができま

**? スプレーだけで引火しないの?**  
ガス漏れ検知スプレーの中に入っているガスは炭酸ガス100%なので、引火はしません。炭酸ガスは炭酸飲料に入っているガスです。



### 水道とふれあう水道週間が始まります!

水道は、私たちの健康で快適な生活に欠かすことのできないライフラインの一つです。その水道に関する理解と関心を深めていただくため、6月1日(金)から7日(木)までの1週間、第60回「水道週間」が全国一斉に実施されます。水道週間に関連して、市内でも水道にふれていただく特別の機会をご用意していますので、ぜひお越しください。



#### 大津っ子まつりで楽しもう!

企業局職員なりきり体験~飲んでね!大津の水道水~  
給水活動体験にご参加いただいた方、先着293名様には、企業局オリジナルグッズを差し上げます。  
●開催日時 5月20日(日) 10時~15時  
※雨天等の場合は、5月27日(日)へ延期  
●開催場所 皇子が丘公園

#### 浄水場へ行こう!~一般公開のご案内~

●公開期間 6月1日(金)~7日(木)  
1日2回(10時から・13時30分から)  
ともに40分程度、施設をご案内します。  
●開催場所 真野浄水場 真野四丁目25番34号  
新瀬田浄水場 萱野浦1番1号  
●受付窓口 浄水管理センター浄水課 ☎077-524-3922

#### お問い合わせ、ご相談

- 料金のお支払い、お引越などによる水道、ガスの開栓・閉栓  
☎077-528-2603(お客様センター)  
窓口受付 平日のみ 8時40分から17時25分まで  
電話受付 平日 8時40分から18時30分まで  
土日祝 8時40分から17時25分まで(1月1日から1月3日を除く)
- 緊急通報(ガス漏れ)  
24時間受付 ☎077-523-1231(安全サービス課)
- 水道・下水道・ガスの修繕に関する相談  
24時間受付 ☎077-528-2607(安全サービス課)

発行/大津市企業局経営戦略課 大津市御陵町3番1号  
☎077-528-2863

HP <http://www.city.otsu.lg.jp/kigyo/>  
大津市企業局のホームページは、右記QRコードからご覧いただけます。



#### 表紙の写真 募集します

次号第112号(平成30年7月15日号)の表紙の写真を募集します。テーマは「マンホールのある風景」。人物も被写体となる場合は撮影および掲載について必ずその方の承諾を得てください。  
また編成上、写真を加工する場合がありますので、ご了承ください。  
写真の裏に氏名、連絡先、タイトルおよび写真に対するコメント(60文字まで)を明記して、左記の住所まで。締め切りは平成30年6月1日(金)です。写真採用者の方には図書カードを進呈します。  
なお、ご応募いただいた写真の返却はいたしませんのでご了承ください。

#### ★今月の表紙「湖南の山々を臨む」

撮影者・佐野美保子さんからのコメント  
少し雲が多くて残念でしたが、湖畔公園から雄大な琵琶湖をおさめました。

## ガス事業の在り方検討について

新会社での事業実施に向けて、事業者選定の手続きを開始しました

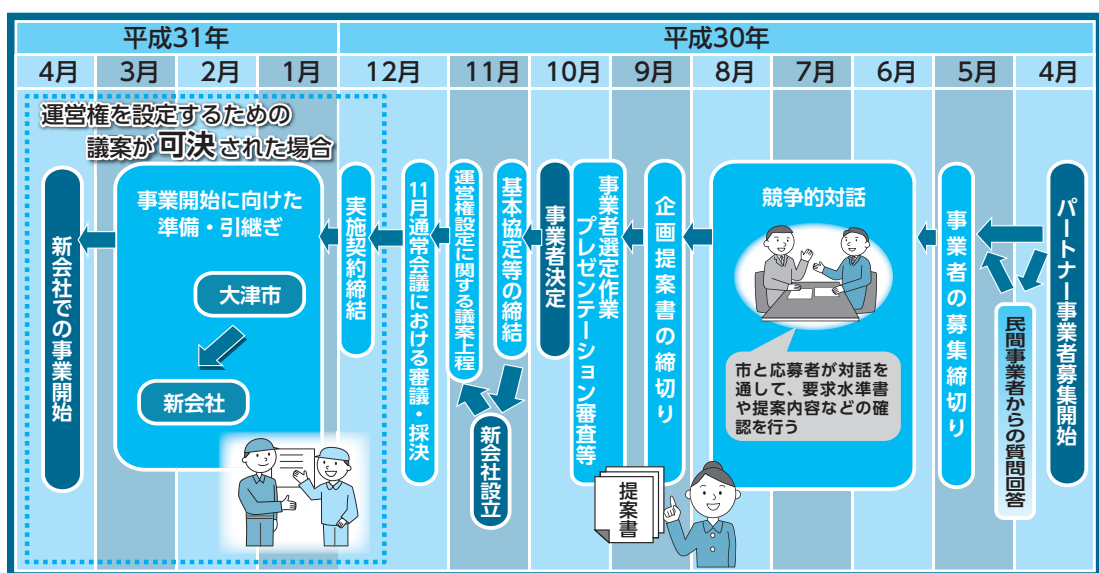
平成30年度のスケジュール

### これまでの経過

大津市企業局ではガスの小売全面自由化などによる経営環境の変化に対応していくため、昨年4月に外部の学識経験者等で構成する委員会を設置し、ガス事業の在り方検討を進めました。この結果、同年10月に官民共同出資の新会社を設立し、これにPFI法に基づく公共施設等運営権制度を活用して、ガスの小売を中心とする事業(本事業)を実施する方式が望ましいとの答申をいただきました。  
また、平成29年度は大津市議会の施設常任委員会においても調査・検討していただき、昨年11月通常会議で本事業に関する実施方針の関連条例案が可決されたことから、本年1月に実施方針の公表を行いました。  
その後、本年4月に本事業に参画を希望する事業者の募集を開始したところです。

### 今後の取組予定

今年度は本事業に参画を希望する事業者との対話や新会社で行う事業等の具体的な提案を受けて10月には事業者の選定を行う予定です。その後、選定された事業者との間で基本協定書を取り交わした上で11月中旬に新会社を設立し、市議会の11月通常会議に新会社に公共施設等運営権を設定するための議案を上げます。  
議案が可決されましたら、平成31年4月の事業開始に向けて業務引継ぎなど必要な手続きを進める予定です。



### ★よくある質問にお答えします★

- Q なぜ、ガス事業の公営継続が困難なの?  
A ガスの小売全面自由化が始まったことで、本市のガス供給エリアへも他事業者の参入が容易になりました。民間企業では、他の商材(電気や通信等)とのセット販売などによりサービスの多様化を進めています。一方で公営企業は、制度上の制約からガスの販売以外のことができません。競争環境ではサービス面や価格面から不利となり、このままでは顧客離れや販売量の減少から売上が減少し、経営が困難になるためです。
- Q 公共施設等運営権制度(コンセッション方式)って何?  
A ガス管などの公共施設等を運営する権利を民間企業に有期で与え、期間中は行政に代わり民間企業が管理・運営やサービスの提供を行う制度(事業方式)です。
- Q なぜ、民営化ではなく、コンセッション方式を使うの?  
A 昨年7月に実施した「ガス事業に関するお客様アンケート調査」では、今後のガス事業について、低廉なガス料金と安全・安心なガス供給、ガス管整備などに対する市のまちづくり施策の反映を望まれる意見が多く、お客さまのニーズをバランスよく実現するためには、単なる民営化ではなく、行政も事業に関与できる方法が望ましいと考えたためです。コンセッション方式では、お客さまが不安に感じることが無いよう行政の監視機能を働かせながら、今後の自由競争環境において、民間ならではの事業運営やサービスの提供が可能になります。また、市の費用負担軽減も期待することができます。

持続可能な開発目標(SDGs)とは?  
2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。大津市企業局も積極的に取り組んでいます。



詳しい検討状況等は、大津市企業局のホームページからご覧いただけます。

- ✓大津市ガス事業の在り方検討における説明動画
- ✓その他、パートナー事業者の募集関係資料

お問い合わせ先 官民連携推進室 ☎077-528-2903

HP <http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/080/2866/index.html>

検討状況等は、右記のQRコードからご覧いただけます。

